



Title	オルタナティブスクールの現状と課題 : 全国レベルの質問紙調査に基づく分析から
Author(s)	藤根, 雅之; 橋本, あかね
Citation	大阪大学教育学年報. 2016, 21, p. 89-100
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57409
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

オルタナティブスクールの現状と課題

—全国レベルの質問紙調査に基づく分析から—

藤 根 雅 之 橋 本 あかね

【要旨】

学校教育法第一条で定める学校以外にも、多様な学びの場（以下「オルタナティブスクール」という）が存在することが、個々のオルタナティブスクールを対象とした質的調査から明らかになっている。しかし他方で、その全体像をとらえた量的調査は、菊地・永田（2000、2001）のみであり、それ以降行われていない。そのため、本稿ではオルタナティブスクールの全体を概観し、オルタナティブスクールの下位分類ごとの特徴について明らかにするために、全国のオルタナティブスクールに対する質問紙調査を行った。

今回の調査から、(1)オルタナティブスクールは、社会を揺るがすような出来事や価値観の変動を受けて設立数が増加する傾向にあること、(2)オルタナティブスクールの半数程度が法制度上の位置づけを望んでいる一方、2割あまりが法制度上に位置づけられることを望んでいないこと、(3)オルタナティブスクールの活動実態は一様ではなく、下位分類ごとにみると多様な特徴を有していること、の3点が明らかになった。今後は、利用者に応じた多様な教育実践を柔軟に保障できる制度をいかに設計していくかが課題であるといえる。

1. 問題意識と本研究の目的

これまで日本では、学校教育法第一条で定める学校で学ぶことが基本とされてきた。しかし、学校教育法第一条で定める学校以外にも、多様な学びの場が存在している。日本で初めて学術的な実態調査を行った菊地・永田（2000、2001）⁽¹⁾は、一条校以外の幅広い学び舎を「オルタナティブな学び舎」と定義しているが、本稿では「オルタナティブスクール」と称する。本稿における「オルタナティブスクール」とは、学校教育法第一条で定める学校、不登校児の一条校への復帰を目的とする公的施設、社会教育施設、福祉施設、職業訓練施設、家庭教育を除いた、ある程度組織化された学びの場を指す。具体的には、菊地・永田の論稿より射程を広げ、フリースクール、デモクラティックスクール、シュタイナー学校、サポート校、自主夜間中学校、塾⁽²⁾、外国人学校、インターナショナルスクール、居場所、フリースペースなどを対象とする。

2000年代前半、オルタナティブスクールの多様性に対する注目と期待が集まっていた。前述の菊地・永田による論稿では、「オルタナティブな学び舎」が有する多様性について、空間と教室構造、人間関係、学びの状況、理念と現実の関係性、活動の意味と機能の5つの側面から分析した結果、利用者の個性尊重という理念、大人の変容可能性という機能が見出されている。

しかしながら、2000年代後半の比較教育の分野での研究では、海外のオルタナティブスクールが教育の市場化の波に吞まれ、標準化されていく危険性が指摘されたり（吉田 2007）、一元化されていく様子が描かれたりしている（中村 2008）。

同様に、日本においては、1980年代後半以降の教育改革を端緒として公教育が市場化してきた。稲垣は、

「個性化や多様化という論理のなかで、学校の機能と受け皿は多様化しながらも一元的な学校ヒエラルキーを維持していくメカニズムのなかに包摂される」（稲垣 2004、398頁）とし、オルタナティブな教育の場も、学校の市場化の拡大を支えることにつながっていくのではないかと危惧している。

ここから、オルタナティブスクールは当初期待されていたような多様性を保障する場でありうるのかという問いが浮かび上がる。

この問いに応えるためには、オルタナティブスクール全体を対象とした実態調査が必要とされるが、日本におけるオルタナティブスクールの先行研究をレビューした結果、事例調査を中心とした質的調査が大多数を占め、量的調査はほとんどみられないことが分かった。量的調査のうち、全体像をとらえたものは菊地・永田（2000、2001）のみであり、フリースクールを対象としたものが、坂田（2002）、本山（2011）の2本、夜間中学校を対象としたものが、浅野（2012）の1本であった。

そこで、本稿ではオルタナティブスクールに対する量的調査を実施し、オルタナティブスクールの全体を概観するとともに、オルタナティブスクールの下位分類ごとの特徴について明らかにすることを目的とする。

2. 調査手続き

(1) 調査対象の選定

調査に先立って、下記表1のネットワーク団体に加盟する組織及び関連サイトや関連図書に記載されている組織をもとに質問紙送付先リストを作成し、インターネットのホームページ情報により補足した。なお、サポート校については、複数の都道府県にまたがる運営を行っている組織は除外した⁽³⁾。

表1 送付先リスト作成時の参照文献及びサイト一覧

ネットワーク団体	NPO法人フリースクール全国ネットワーク NPO法人日本フリースクール協会 デモクラティックスクールネットワーク 日本シュタイナー学校協会 ふりー！すくーりんぐ NPO法人北海道フリースクール等ネットワーク
関連サイト	全国夜間中学校研究会 駐日ブラジル大使館
関連図書	『全国フリースクールガイド2014～2015年度版小中高・不登校生の居場所探し』 『通信制高校があるじゃん2014～2015年度』 『日本の中の外国人学校』

(2) 調査方法

以下の要領で質問紙調査を実施した。

①調査対象

全国のオルタナティブスクール650校を調査対象とし、有効回答率は216校/607校=36%であった。

②調査時期

2015年5月～9月

③配布・回収方法

郵送・自記式の質問紙を送付し、活動や運営について詳しく把握している人に回答を依頼した。

④質問紙の構成

主な質問内容は、場の概要、スタッフに関すること、利用者に関すること、活動内容、活動・運営の理念・方針、財政状況である。

3. 調査結果

(1) オルタナティブスクール全体の概観

まず、オルタナティブスクール全体を概観するため、いくつかの側面からデータを提示する。

①オルタナティブスクールの年ごとの設立数

オルタナティブスクールの年ごとの設立数⁽⁴⁾を集計したところ、1995年、2001年、2009年、2012年と4つのピークがあることが分かった(図1)。

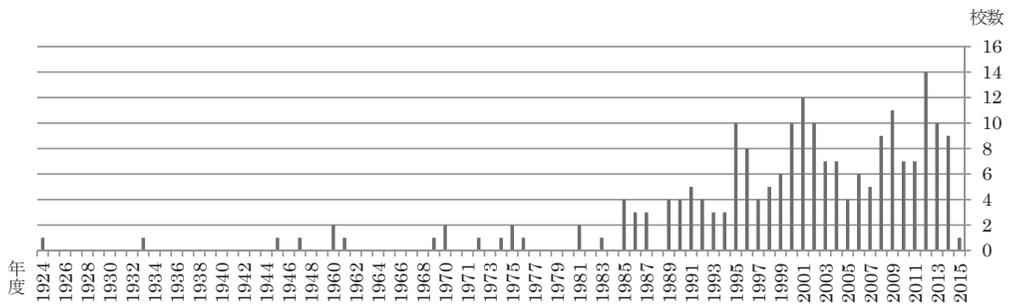


図1 年ごとの設立数 (n=213)

1つ目のピークと4つ目のピークには、阪神・淡路大震災と東日本大震災という2つの大きな災害が影響していると考えられる。また、2つ目のピーク時には、ゆとり教育の導入などの教育改革があり、3つ目のピーク時には、リーマンショックとその後に起こった日米における政権交代があった。これらの時期には、従来の価値観の動揺があり、新しい価値を求める気運に乗って、オルタナティブスクールの設立が相次いだと考えられる。

このように、オルタナティブスクールの設立数増加の背景には、社会を揺るがすような大きな出来事や価値観の変動があると推察される。

②所在地の人口規模

所在地の人口規模の集計からは、オルタナティブスクールは都市部を中心に広がり、人口規模の小さい町村部には少ないことが分かった(図2)。

ここから、ある程度持続的な活動を展開するためには、立地条件として一定以上の人口規模が必要であることが示唆される。また、町村部においてオルタナティブスクールを必要としている人々に対する対策の必要性も窺い知ることができる。

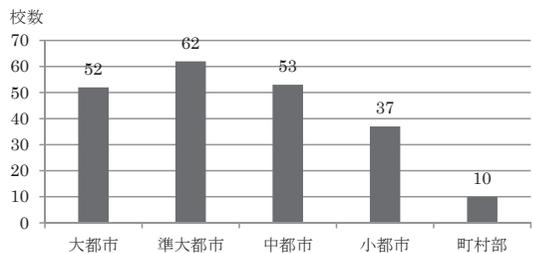


図2 所在地の人口規模 (n=214)

注：本調査における各都市の人口は以下のとおりである。
 大都市(100万人以上)・準大都市(30万人以上100万人未満)
 中都市(10万人以上30万人未満)・小都市(3万人以上10万人未満)
 町村部(3万人未満)

③学割定期の認定状況

学割定期の認定⁽⁵⁾状況については、すべての利用者が認められているところが2割、全く認められていないところが3割で最も多かった(図3)。

学割定期の認定にあたっては在籍校の校長が発行する証明書が必要となるため、そのことが障壁となって認定に至っていない児童生徒も少なくないと推測される。もちろん、定期券を必要とするような頻度でオルタナティブスクールに通っていないかたたり、公共交通機関を使わずにオルタナティブスクールに通っていたりする児童生徒もいるため、この結果を一概に否定的に捉えることは避けるべきである。とはいえ、制度の開始から20年以上が経つが、認定を受けている子どもたちはそれほど多くない実態が明らかになった。

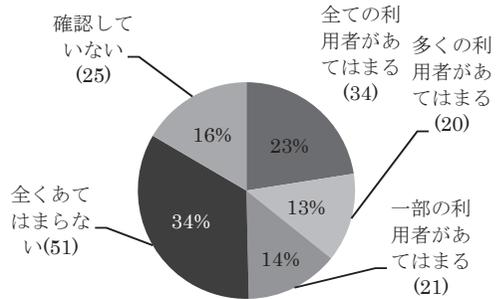


図3 学割定期の認定状況 (n=151)

④給与を主たる収入としているスタッフ⁽⁶⁾の割合

オルタナティブスクールでの給与を主たる収入としているスタッフの割合については、70%以上が54校で最も多かったが、次いで30%未満のところは50校あった(図4)。このことから、オルタナティブスクールでの労働に十分な対価が保障されているとはいえず、他の副業によって生活を成り立たせていることが窺える。また、そのことがオルタナティブスクールの運営や存続に少なからぬ影響を与えていると推測される⁽⁷⁾。

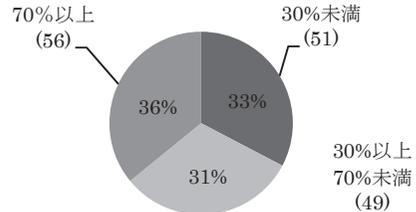


図4 給与を主たる収入とするスタッフ (n=156)

⑤学校教育法上の位置づけ

現状では9割が学校教育法上に位置づけられていない。各種学校、技能連携校が1割存在する(図5)。

つまり、大多数のオルタナティブスクールは学校教育法の範疇外で独自の活動を展開しており、現在の法制度上では、オルタナティブスクールでの学びが保護者の就学義務の履行とみなされていないといえる。このことは、新たな法制度の必要性と可能性を示唆している。

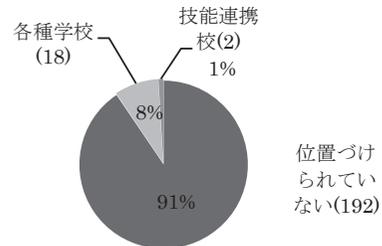


図5 学校教育法上の位置づけ (n=212)

⑥今後、法律上どのような扱いを受けたいか

現在、新たな法制度の成立に向け、活動が展開されている。2010年代に入ると、オルタナティブスクール関係者が活動を始めた。2011年2月、NPO法人フリースクール全国ネットワークが、フリースク

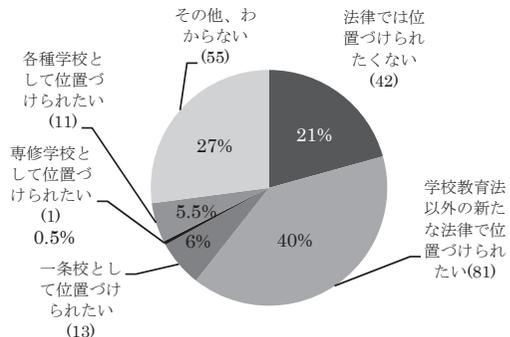


図6 今後の法律上の位置づけ (n=203)

ルやホームエデュケーション家庭などを学校教育と同等の公教育として位置づける法律の骨子案を発表し、翌年には「多様な学び保障法を実現する会」が発足した。実現する会の発足をきっかけに、オルタナティブスクールの関係者が法律の実現に向けて活動を続けてきた（多様な学び保障法を実現する会HP）。

他方、2015年5月からは、超党派の議員連盟が「多様な教育機会確保法（仮称）」の国会への上程を目指している⁽⁸⁾。

これらの動きを踏まえて、今後、法律上どのような扱いを受けたいかを問うたところ、法律では位置づけられたくないと考えているところが2割あまり、学校教育法以外の新たな法律で位置づけられたいと考えている所が4割程度、そして、学校教育法で位置づけられたいと考えているところが合わせて1割あまりであった。既存の法制度に対して批判的な姿勢をとっている所が多いものの、新たな法制度については肯定的な意見が多いといえる（図6）。

自由記述からは、法制度を望まない場合、法律による管理を避けようとする傾向があることが分かったが、法制度を望む場合も望まない場合も、社会的認知や財政的援助を必要としていることも明らかになった。ゆえに、法制度を整備する場合、柔軟な活動を保障できる法制度が求められているといえるだろう。

(2) 理念・方針及び活動実態に関する分析

ここでは、オルタナティブスクールの理念・方針及び活動実態に焦点を当てて分析を行う。理念・方針、活動実態という2つの側面に注目するのは、オルタナティブスクールがどのような志向性を持ち、どのような実践を行っているのかを明らかにするためである。

分析の前に、回答者の自己定義に基づいて、オルタナティブスクールを以下の8つの下位分類に分けた。

1. 「フリースクール」
2. 「デモクラティックスクール」
3. 「シュタイナー学校」
4. 「外国人学校・インターナショナルスクール」
5. 「サポート校」
6. 「自主夜間中学校」
7. 「塾」
8. 「居場所・フリースペース」

なお、質問紙作成の段階では、「フリースクール」、「デモクラティックスクール」、「シュタイナー学校」、「インターナショナルスクール」、「サポート校」、「自主夜間中学校」、「塾」、「外国人学校」の8つであったが、集計の段階で外国人学校とインターナショナルスクールを1つの下位分類とし、「その他」の中から回答数の多かった「居場所・フリースペース」をアフターコーディングした。

その後、理念・方針についてたずねた項目と活動実態についてたずねた項目をそれぞれ得点化して15点満点で平均点を算出した。それぞれの得点の算出方法は表2のとおりである。

6つの得点は、一般に既存の学校制度において定着しているとみられる志向性や実践に関する得点と、既存の学校制度からは距離があると考えられる志向性や実践に関する得点からなる。前者には社会適応志向得点と教科学習実施得点があてはまり、後者には残りの4つがあてはまる。これらの得点を設定した理由は、既存の学校の対極にあると捉えられがちなオルタナティブスクールの位置づけを捉え直すためである。具体的な志向性や実践を得点化することにより、オルタナティブスクールの内実をより丁寧に読み解くことが可能になると考えた。

表2 理念・方針及び活動実態に関する得点の算出方法

理念・方針についての得点（とてもあてはまる：5点…全くあてはまらない：1点）
社会変革志向得点：「教育制度を変革していきたい」+「教育や社会を変えていけるような人を育てたい」+「社会を変革していきたい」
社会適応志向得点：「利用者が既存の社会にスムーズに適応できることを優先」の得点を3倍
利用者中心志向得点：「場の理念や運営方針より、実際の利用者の意向や状況を優先」の得点を3倍
活動実態についての得点（とてもよく行った：5点…全く行かなかった：1点）
独自教育実施得点：「独自の教材・カリキュラムによる学習」の得点を3倍
教科学習実施得点：「学習の定着度を測る定期的な試験」+「上級学校(高校・大学)への進学のための学習」+「学歴以外の資格取得へ向けた学習」
経験学習実施得点：「スポーツ活動」+「宿泊を伴わない野外活動」+「表現・芸術・創作活動」

以下では、これらの得点を用いて、下位分類ごとの考察と6つの得点の関連性に関する考察を行う。

1) 下位分類ごとの特徴

1つ目の考察では、下位分類ごとに算出した得点をレーダーチャート化した図7～14を用いる。なお、レーダーチャートの各得点は、社会変革志向→社会適応志向、教科学習→経験学習、利用者中心志向→独自教育というように、一般的に二律背反的であると捉えられがちな概念を対にして配置してある。

8つの下位分類のうち、どの得点も高かったのが、外国人学校・インターナショナルスクール、サポート校であった。サポート校は、卒業後を見据えて既存の社会への適応を図るだけでなく、利用者に応じて経験学習や独自教育を行うなど、多様な実践を行っていることの証左である。また、外国人学校・インターナショナルスクールについては、ブラジル人学校、朝鮮学校、インターナショナルスクールを集合体とみなして分析したことによる結果と考えられるため、さらなる下位分類を行ったうえでの分析が必要である。

これに対し顕著な偏りがみられたのが、デモクラティックスクールと自主夜間中学校、居場所・フリースペースであった。デモクラティックスクールで最も得点が低いのが教科学習実施得点であり、次いで低いのが独自教育実施得点であった。これは、子どもの興味・関心から学びをつくり出していることの流れである。自主夜間中学校では、教科学習実施得点と経験学習実施得点が低く、独自教育実施得点と利用者中心志向得点が高い。このことは、独自の教材を用いて、既存の制度からこぼれ落ちた多様な人びとの生活世界に即した学習を保障していることを表している。また、居場所・フリースペースでは、教科学習実施得点が最も低く、次いで独自教育実施得点と社会適応志向得点が低い。これは、利用者のニーズが最優先され、それに応えることが役割であることを反映した結果である。

また、6つの得点のうち、1つの得点の偏りがみられたのが、フリースクールとシュタイナー学校、塾であった。このうち、フリースクールは個々の得点の分散が非常に大きいため、フリースクールを名乗る組織の理念や実践は多様であることがうかがえる。シュタイナー学校は、教科学習実施得点が低だけでなく、社会変革志向得点、独自教育実施得点、経験学習実施得点が高いため、全体的に中心から外れた形状を示している。塾は、経験学習実施得点のみが低いが、これは塾と名乗る組織の前身が学習塾であったことに由来していると考えられ、利用者のベースに合わせて教科学習を提供し、既存の社会に適応できる人材を育てようとしていることが分かる。

このように各下位分類の特徴から、オルタナティブスクールの活動実態の多様性は保持されていることが示唆された。このことから、今回分析に用いた6つの得点はオルタナティブスクールの多様性を示す指標であるといえる。

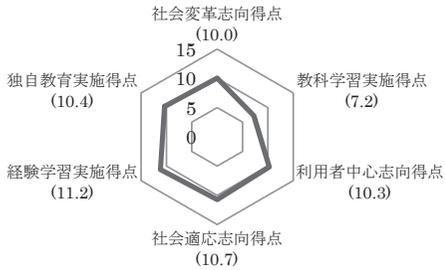


図7 フリースクールの得点 (n=85)

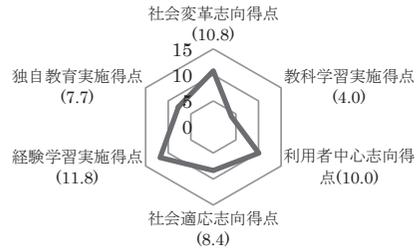


図8 デモクラティックスクールの得点 (n=12)

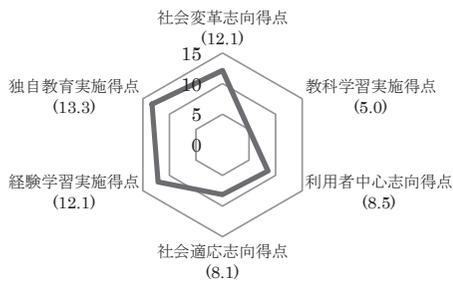


図9 シュタイナー学校の得点 (n=7)

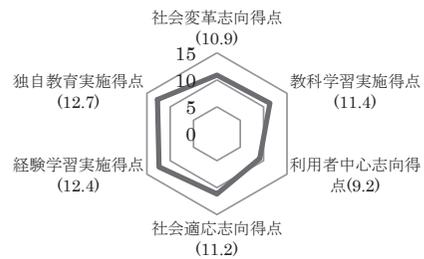


図10 外国人学校・インターナショナルスクールの得点 (n=17)

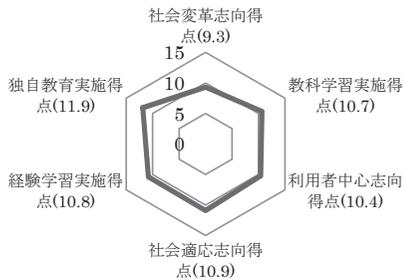


図11 サポート校の得点 (n=19)

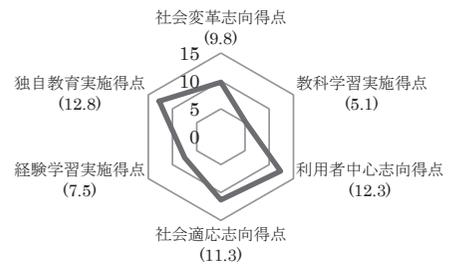


図12 自主夜間中学校の得点 (n=9)

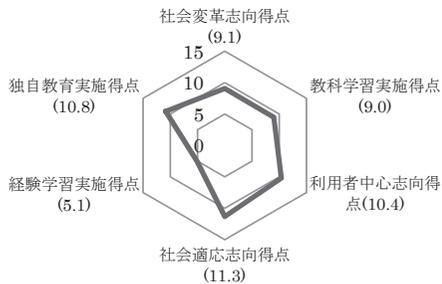


図13 塾の得点 (n=13)

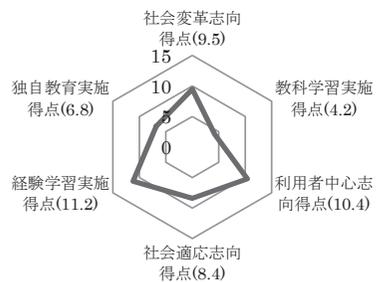


図14 居場所・フリースペースの得点 (n=15)

2) 6つの得点の関連性

2つめの考察では、下位分類ごとの各得点を表3のようにまとめたものを使用する。前述のように、6つの得点は一般的に二律背反的であると捉えられがちなものの組み合わせからなっており、質問紙はそのことを念頭に置いて作成した。しかしながら、調査の結果は必ずしも二律背反ではなく、両立するケースもあった。以下、それぞれの得点の関連性について詳細にみていくことにする。

表3 下位分類ごとの各得点

	社会変革志向	教科学習実施	利用者中心志向	社会適応志向	経験学習実施	独自教育実施
フリースクール	10.0	7.2	10.3	10.7	11.2	10.4
デモクラティックスクール	10.8	4.0	10.1	8.4	11.8	7.7
シュタイナー学校	12.1	5.0	8.6	8.1	12.1	13.3
外国人学校・ インターナショナルスクール	10.9	11.4	9.2	11.2	12.4	12.7
サポート校	9.3	10.7	10.4	10.9	10.8	11.9
自主夜間中学校	9.8	5.1	12.3	11.3	7.5	12.8
塾	9.1	9.0	10.4	11.3	5.1	10.8
居場所・フリースペース	9.5	4.2	10.4	8.4	11.2	6.8

まず、社会変革志向得点と社会適応志向得点は、高いところとそれほど高くはないところがある。これは、オルタナティブスクールが社会を変えていくことを志向していることを表すと同時に、利用者が既存の社会に適応していくことについては必ずしも全体で共有しているわけではないことを示唆している。

また、利用者中心志向得点と独自教育実施得点は半数の下位分類で高い得点を示す一方、デモクラティックスクール、シュタイナー学校、外国人学校・インターナショナルスクール、居場所・フリースペースでは、2つの得点に開きがみられた。独自教育には、利用者に合わせて独自の教育を行うという意味と、教える側が用意した独自の教育の実践を優先するという意味の2つが存在するため、このような結果が生み出されたと思定される。

これに対し、当初の想定通り、多くの下位分類で二律背反の傾向が表われたのが、教科学習実施得点と経験学習実施得点であった。特に、定期試験や進学、資格から距離をとった学びを重視しているデモクラティックスクールやシュタイナー学校、居場所・フリースペースでは得点に2倍以上の開きがあった。しかしながら、外国人学校・インターナショナルスクールとサポート校においては、2つの得点に大きな違いはみられなかった。この理由として考えられるのが、これらの組織では、個々の得点の分散が大きいことである。よって、下位分類でみると、違いが現れなかったのだと推測される。この点については、今後さらなる分析が必要である。

なお、今回は対概念として扱わなかった利用者中心志向得点と社会適応志向得点では、双方とも高い得点を示した下位分類が多数を占め、この現実の社会を変えることを目指したり、利用者の意思を尊重することを目指したりすることは、既存の社会に適応しないことを意味するのではないということがうかがえる。これまで、フリースクールをはじめとするオルタナティブスクールに対しては反社会的であるというまなざしが向けられてきた。たとえば、フリースクールの子どもはわがままである、甘やかされている、社会性がないという批判を受けた事例（奥地 1991、122頁、165頁）がある。オルタナティブスクールを設立した人たちに対しても、「公立学校の伝統的な教育に不満をもつ人々」（安彦 2003、247頁）という定義づけがみられる。また、永田（2004）も「オルタナティブ教育の担い手たちはメインストリームに対するアウトローとし

て自己を規定する傾向があった」(32頁)と述べ、そのような人たちと国家システムとの間には不協和音が聞かれたと指摘する(同上書、7頁)。本調査の結果は、このような実態に対する反証となり得るのではないか。

このように、6つの得点の関連性の考察から、1つの志向性や実践に偏ることなく、複数の志向性をもちながら、多様な実践が行われていることが明らかになった。

4. まとめと今後の課題

ここまで、全国のオルタナティブスクールを対象とした質問紙調査をもとに、オルタナティブスクール全体を概観したうえで、各下位分類の特徴について明らかにしてきた。

本稿から得られた知見は、(1)オルタナティブスクールは、社会を揺るがすような出来事や価値観の変動を受けて設立数が増加する傾向にあること、(2)オルタナティブスクールの半数程度が法制度上の位置づけを望んでいる一方、2割あまりが法制度上に位置づけられることを望んでいないこと、(3)オルタナティブスクールの活動実態は様ではなく、下位分類ごとにみると多様な特徴を有していること、の3点である。

まず、(1)が示唆するのは、オルタナティブスクールは旧来の社会を維持してきた公教育を対処療法的に補完する存在ではなく、より深いところで社会の変動に対応する存在であるということである。別の見方をすれば、オルタナティブスクールを設立する人のほうに新たな価値観を求める素地があり、そこに社会の変化が加わって設立に至ると捉えることもできるだろう。いずれにしても、オルタナティブスクールは持続性や安定性を求める既存の制度化された学校とは対照的な傾向をもつことの反映ではないか。

そこから考えると、法制度的位置づけを求める(2)の知見は、一見すると矛盾しているように思われる。しかしながら、オルタナティブスクール関係者が求めている法制度とは、自由記述の分析でも確認したように、一定程度の安定性を確保しつつも、柔軟な活動の展開が保障されるような新たな法制度である。また、法制度化の可能性が出てきた時点でも、あえて法制度化を望まないという回答が2割あまりあったという点も、やはり注目に値する。そういう意味では、(2)の知見は(1)と何ら矛盾するものではなく、むしろ、既存の学校制度から離れた立場にあるからこそその主張であると解することができる。

(3)の知見に関しては、前述の菊地・永田の研究(2000)が因子分析により見出された指向を用いて学び舎ごとの全体的な傾向性の違いを明らかにしたのに対し、本稿では、オルタナティブスクールの具体的な志向性や実践について、学校制度に近似しているか否かを基準に設定した6つの得点を用いて分析を行った。その結果、下位分類ごとの多様な特徴を浮かび上がらせることができた。とりわけ、既存の学校制度に近似した組織が存在することを具体的な得点から示したことは、オルタナティブスクールを一括して反社会的なものとなす先入観を捉え直すうえで、大きな意味があったと思われる。今後は、この結果をもとに、様ではないオルタナティブスクールの多様な内実を幅広く社会一般に広めていくことが必要となる。

最後に、本稿から明らかになったオルタナティブスクールの現状と課題を確認し、本稿の残された課題を提示して締めくくりにする。オルタナティブスクールでは、利用者に応じた多様な教育実践や、既存の社会を問いなおす実践が展開されていることが本稿での調査から明らかになった。今後は多様性を柔軟に保障できる制度をいかに設計していくかが、オルタナティブスクールが直面している課題である。

なお、本稿で得られた知見を質的研究といかに結び付けていくか、フリースクールや外国人学校がもつ多様性の詳細にいかアプローチしていくかという残された課題については、稿を改めて論じたい。

〈注〉

- (1) これらの論稿は、オルタナティブ研究会（2001）をもとに作成されている。
- (2) 本調査における「塾」とは、オルタナティブスクールとみなされる学びの場の中でも回答者の自己定義によるものであり、社会的に「塾」とみなされる組織は調査対象にしていない。オルタナティブスクールのうち「塾」と自己定義する組織が存在する理由としては、前身が塾である組織も多く、その中には現在も「塾」と名乗っているところがあるためである。
- (3) 内田はサポート校の展開過程を分析し、その背景には不登校・高校中退者のパイをめぐる都市から地方へ進出していくという経営戦略（市場原理）があると指摘している（内田 2014）。本稿では、その指摘を踏まえ、本調査の趣旨にそぐわない営利目的で全国規模の運営を行っている法人は調査対象から外した。
- (4) なお、現在は活動を休止、あるいは停止している組織についての情報は含まれていない。
- (5) 1993年に当時の文部省が出した「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」では、学校外の公的機関や民間施設に通う義務教育諸学校の登校拒否児童生徒で、校長が指導要録上出席扱いとすることができることとした者に対し、通学定期乗車券が発売されるとされていた（文部省 1998）。
- (6) 調査票における呼称は、スタッフ、職員、教員など、様々である。
- (7) オルタナティブスクールを対象とした調査では、財政面が課題として挙げられることが多い（たとえば、オルタナティブ教育研究会 2001）。
- (8) この法律は、様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けていない子どもや、学齢を超えた後に義務教育諸学校への就学を希望する人を対象としたものである（NPO法人フリースクール全国ネットワークHP）。

〈参考文献〉

- 安彦忠彦 2003 「オルタナティブ・スクール」安彦忠彦他 編『新版 現代学校教育大事典 1』再版、ぎょうせい、247頁。
- オルタナティブ教育研究会（菊地栄治／永田佳之） 2001 『オルタナティブな学び舎の実態に関する調査報告書』オルタナティブ教育研究会（国立教育政策研究所内）。
- 浅野慎一 2012 「ミネルヴァの梟たち：夜間中学生の生活と人間発達」『神戸大学大学院人間発達環境学研究所研究紀要』6（1）、125-145頁。
- 月刊『イオ』編集部編 2006 『日本の中の外国人学校』明石書房。
- 稲垣恭子 2004 「市場化する社会における子どもと学校空間の変容」『社会学評論』54（4）、386-400頁。
- 菊地栄治・永田佳之 2000 「オルタナティブ教育の社会学—多様性から生まれる〈公共性〉—」『臨床心理学研究』第38巻第2号、40-63頁。
- 菊地栄治・永田佳之 2001 「オルタナティブな学び舎の社会学—教育の〈公共性〉を再考する—」『教育社会学研究』第68集、65-84頁。
- 学びリンク編 2014 『通信制高校があるじゃん2014～2015年度』。
- 学びリンク編 2014 『全国フリースクールガイド2014～2015年度版小中高・不登校生の居場所探し』。
- 文部省 1998 『生徒指導資料 第22集 登校拒否問題への取組について（小学校・中学校編）』大蔵省印刷局。
- 本山敬祐 2011 「日本におけるフリースクール・教育支援センター（適応指導教室）の設置運営状況」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第60集・第1号、15-34頁。
- 永田佳之 2004 『オルタナティブ教育—国際比較に見る21世紀の学校づくり—』新評論。
- 中村浩子 2008 「学校選択の自由とオルタナティブ教育—ニュージーランドの『特色ある学校』と『オルタナティブ教育プログラム』」『比較教育学研究』（37）、133-151頁。
- 奥地圭子 1991 『東京シュレ物語』教育史料出版会。
- 坂田仰 2002 「フリースクールの現状と課題—不登校問題の一断面—」『日本女子大学紀要 家政学部』第49号、141-146頁。
- 内田康弘 2014 「私立通信制高校サポート校の展開とその現状に関する一考察—都道府県データの分析を中心に—」日本教育社会学会66回大会発表資料。
- 吉田重和 2007 「オランダにおける「教育の質の維持」のメカニズム：オルタナティブスクールから見た教育監査と全国共通学力テスト」『比較教育学研究』（35）、147-165頁。

〈参考URL〉

NPO法人フリースクール全国ネットワーク <http://freeschoolnetwork.jp/> 2015/10/16 アクセス
多様な学び保障法を実現する会 aejapan.org/ 2015/10/16 アクセス
駐日ブラジル大使館 <http://www.brasemb.or.jp/culture/study.php> 2015/10/12 アクセス
全国夜間中学校研究会 http://zenyachu.sakura.ne.jp/public_html/jishuyachu.html 2015/10/12 アクセス

[付記1] 本研究は、日本学術振興会科学研究費基盤研究（C）（課題番号 24531209、研究代表者：吉田敦彦）の成果の一部である。

[付記2] 匿名性を保つためお名前を挙げるができないが、調査にご協力いただいたオルタナティブスクール関係者に御礼申し上げたい。また、大阪大学の知念渉氏には、質問紙の作成から分析に至るまで、懇切丁寧なご指導をいただいた。記して謝意を表したい。

The Current Status of Alternative Schooling in Japan

FUJINE Masayuki, HASHIMOTO Akane

Recent qualitative research conducted in Japan has revealed that there are a variety of different kinds of alternative schools that stand outside the current legal educational system. On the other hand, quantitative research on alternative schools in Japan has not been conducted since the studies by Kikuchi and Nagata (2000, 2001). The purpose of this paper is, therefore, to provide a comprehensive survey of alternative schools in Japan in order to clarify their characteristics, based on a nationwide quantitative study of such schools.

The findings of the study are as follows:

- (1) Alternative schools in Japan tend to increase in number under the impact of changes in social values associated with major events such as great earthquakes.
- (2) Half of the alternative schools in Japan prefer to be governed by current or new laws, while twenty percent of such schools do not wish to be governed by such laws.
- (3) It is possible to divide alternative schools in Japan into different kinds of groups that share common characteristics.

Based on the results of this study, it is recommended that a flexible educational system be designed that will be capable of offering various forms of alternative schooling in response to users' different needs.